

令和8年度神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金に係る相談機関登録要領

(目的)

第1条 人手不足が深刻化する神奈川県内の小規模事業者の生産性向上を図るため、デジタル化に向けたシステム導入等に対する補助を行う「令和8年度神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金（以下「当補助金」という。）」における相談機関の登録要件等を定め、相談機関による事前相談を実施することにより、課題解決に最適なデジタル化対象業務を明確化することで、小規模事業者の効果的なデジタル化を後押しすることを目的とする。

(登録要件)

- 第2条 「中小企業等経営強化法」に基づく、「認定経営革新等支援機関」として認定されており、中小企業庁が公表する、「経営革新等支援機関認定一覧」に掲載されていること。
- 2 「令和8年度神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金公募要領（以下「公募要領」という。）」を確認し、当補助金及び公募要領の趣旨及び内容を理解していること。
 - 3 神奈川県暴力団排除条例第2条第5号で定める暴力団経営支配法人等に該当しないこと。

(登録手続き)

- 第3条 登録にあたっては、「事前相談機関登録申請書（別記様式）」を、e-kanagawa電子申請システムを経由して神奈川県（以下「県」という。）に提出すること。
- 2 県は、登録要件を満たす事業者を、相談機関として登録し、県ホームページにおいて、登録申請日、認定支援機関ID、事業者名（法人名又は屋号）、所在地、連絡先（電話番号及びメールアドレス）を掲載する。
 - 3 次の項目に該当がある場合、登録を不承認とする。
 - (1) 虚偽の申請によるものであったとき
 - (2) 登録要件を満たさないとき
 - (3) その他、当補助金の事前相談を受けるにふさわしくないと判断されたとき
 - 4 第2項による登録後、次の項目に該当がある場合、県は当該登録を取り消すものとする。
 - (1) 虚偽の申請によるものであったとき
 - (2) 登録機関自ら、登録の取消について申出があったとき
 - (3) 登録要件を満たさなくなったとき
 - (4) その他、当補助金の事前相談を受けるにふさわしくないと判断されたとき

(相談機関の事業内容)

- 第4条 当補助金の申請要件を満たした事業者に対し、当該事業者の課題解決に最適なデジタル化対象業務を明確化するための相談を受け付けること。
- 2 相談対応期間は当補助金の公募期間とする。事前相談の受付は登録申請を提出した日から可能とし、登録申請が承認されなかった場合は、すべての相談を無効とする。
 - 3 相談内容について、公募要領に定める相談シート（様式1-5）（以下「相談シート」という。）を作成し、事業者に交付すること。相談シートは、原則電子データ（PDF形式）で交付すること。
 - 4 事業者からの相談内容について、県からの問合せに協力すること。

(禁止事項)

第5条 相談機関は、自身あてに相談シートを交付することはできない。

2 相談機関は、相談シートを交付した補助金申請者の補助対象経費の発注先となることはできない。

附 則

この要領は 令和8年4月2日から施行する。